

<年末保育のご案内兼利用留意事項>

1 保育方針へのご協力をお願い

年末保育を実施するにあたり、お子さんを誠実かつ安全に保育いたします。保護者の方も実施保育園の保育方針へのご協力をお願いいたします。

2 健康管理について（注意）

お子さんとともに、保護者の方も検温をし、送迎時には必ずマスクの着用をお願いいたします。利用当日を含め、お子様の体調管理には十分お気をつけ下さい。発熱、咳、鼻水、呼吸等の症状が顕著にみられる場合や、同居されている方に体調不良の方がいた場合には、お預かりできませんのでご了承下さい。

3 保育の中止

保育中、次のような場合には、直ちにお子さんの保育を中止いたします。保育中に中止を決定した場合は、お子さんのお引取りの連絡をしますので、ご連絡が必ず取れるようお願いいたします。

- (1) お子さんに急な発熱・下痢・嘔吐等の症状がみられたとき。
- (2) 空咳が続く、呼吸に異常が感じられるとき。
- (3) 保育にあたっている職員が感染症にかかったとき。
- (4) お子さんまたは同居の家族及び同居人が感染症にかかっていると判ったとき。
- (5) 地震・火災などの災害により事業の継続が不可能なとき。

4 年末保育の中止について

事業実施の直前にご希望された園にて新型コロナウイルス感染症の罹患者が判明した場合、年末保育の実施ができないことがあることを予めご理解の上ご申請をお願いいたします。

この場合の保育を他園に振替をすることができませんので、家庭保育をお願いいたします。

5 年末保育の実施日時

実施日 令和6年12月29日（日）、12月30日（月）

保育時間 両日とも7時15分～18時15分の範囲内

（延長保育はありません。保育時間をお守りください。）

6 年末保育の実施場所

- ・コンビプラザ宮の台保育園（本町 4-14-12）
- ・アルテ子どもと木幼保育園（中野 1-59-5）
- ・なかのこども園（野方 1-10-2）
- ・七海保育園（大和町 4-12-10）

7 登園・降園時の確認

登園・降園時は、保育士に声をかけて相互に登園・降園の確認を行なってください。

8 お子さんのお引渡し

原則として、お子さんは直接保護者の方からお預かりし、直接保護者の方にお引渡しします。急な事情で代理の方が引取りをされる場合は、保護者の方が電話で保育園へご連絡ください。代理の方の身分が十分確認できない場合、保育園から保護者の方に確認のための連絡を入れさせていただく場合があります。

9 保育連絡メモ・連絡カード・持ち物チェック表の記入と提出について

登園時に「保育連絡メモ・連絡カード」・「持ち物チェック表」を利用園に提出してください。お子様の体調確認等をさせていただきますので、時間に余裕を持って登園してください。

利用当日の必要な持ち物は、持ち物チェック表に記載してあります。在園している保育園と持ち物が異なる場合もあります。持ち物と名前の確認を必ずしてお持ちください。

10 中野区年末保育事業利用承認通知書兼お迎えカードと身分証明の提示

お迎えの時には、「中野区年末保育事業利用承認通知書兼お迎えカード」と「身分証」（免許証・パスポート・健康保険証など）を利用園に必ず提示してください。

登園時に提出した連絡カードの方から、お迎えの方が変更になる場合は、必ず事前に連絡してください。

11 給食について

献立は①離乳食中期、②離乳食後期、③完了食、④乳幼児食（離乳食以外）の4種類を用意しています。食材の中に卵、牛乳・乳製品以外のアレルギー食品がある場合は、弁当持参となります。面接をされる方は、食事形態やアレルギーについて実施園へ伝えて下さい。

12 利用料

お子さん1人あたり1日3,000円（ひとり親世帯は1,500円に減額となります。）

〈注意〉納付期限日を過ぎても利用料の納付がなかった場合は利用ができません。

13 利用料の支払い方法

年末保育利用承認通知書を受け取った後、直接、ご利用する保育園にお支払いください。

初回利用申込みの方：納付期限12月6日（金）まで

追加募集利用申込みの方：納付期限12月19日（木）まで

※19日以降のキャンセルは利用料の返金がありません。

※利用をキャンセルする場合は、中野区役所子育て支援課子育てサービス係
（電話：03-3228-5612）に連絡をしてください。

※利用日当日にキャンセルをする場合は、利用園に連絡をしてください。

14 利用料の返金について

利用料の納付期限後やむを得ない事情で実施園が年末保育を実施できない場合、お支払いいただいた利用料は返金いたします。

返金の場合、利用決定通知書と園から発行された領収書をお持ちになり、1月6日（月）～1月15日（水）の間にお手続きをお済ませ下さい。

15 保育中の事故等と治療費その他の費用の弁償

保育中はお子さんのけがや事故がないよう十分に注意いたしますが、万が一、医療を施すべき傷病が発生したときは、直ちに保護者の方にご連絡するとともに、お子さんの安全を守るため医療機関の診察を受けさせることがあります。この場合、これに要した医療費は、保護者の方が医療機関にお支払いください。万が一、利用園が立替えた場合は同額を利用園にお支払いください。また、やむを得ずタクシーを利用したためにかかった代金などは別途請求させていただきます。なお、加入している保険によって補償できる場合があります。

裏面もお読みください。

16 送迎時間の厳守

正当な理由も連絡もなく、開所時間（7:15～18:15）を過ぎてもお子さんの引き取りがないときは、児童福祉法第25条の規定に基づいて中野児童相談所に児童保護に関し通告する場合があります。なお、これに関する異議の申し立て、又は金銭その他のものを請求することはできません。

17 面接について

①面接が必要な場合

下記の「事前面接が必要な保育施設」に在籍、または家庭保育の方は利用園での面接が必要です。利用承認書が届き次第、ご自身で年末保育利用保育園に連絡し、12月19日（木）までの期間で面接の日時を決めてください（連絡および面接は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）。面接は母子手帳持参の上、お子さんを必ず連れて受けてください。なお、面接の結果、お子さんの健康診断書を提出していただくことがあります。また、健康診断書の結果や健康状態などにより特別な対応が必要なお子さんはお預かり出来ない場合があります。

「事前面接が必要な保育施設」

- ・ 認証保育所…マミーズエンジェル中野白鷺保育園
- ・ 家庭的保育事業（地域型保育事業）…保育室こどものせかい（小坂明子）、比留間恵美、じゅんちゃんの保育室（高橋潤）、新谷裕子、キッズルームカジワラ（梶原憲子）
- ・ その他…企業主導型保育施設、ベビーホテルその他認可外保育施設、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園1号認定、中野区内の保育施設

②面接を省略できる場合

上記の「事前面接が必要な保育施設」以外の在籍児の方は、お子さんの状況、健康状態等について在籍園から年末保育利用園へ情報提供することの同意をしていただくことで、利用園での面接を省略できます。

同意できない方は、利用園での面接が必要となりますので、子育てサービス係までご連絡ください。

18 年末保育利用後について

年末保育を利用された後、お子さんが体調を崩し受診された結果、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合1月6日（月）に子育てサービス係（電話：03-3228-5612）までお知らせ下さい。

上記内容を承諾の上、お申し込みください。